



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*46 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課)
- \*47 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則 (港湾空港振興課)

## 規 則

### 和歌山県規則第46号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則 (平成9年和歌山県規則第2号) の一部を次のように改正する。

### 「6 嘱託医師の住所及び氏名 (助産師の開設の場合に記載)

別記第6号様式中

住 所	〒	電話番号	( )
氏 名			

### 7 開設年月日

年	月	日	(診療又は業務開始年月日	年	月	日)
---	---	---	--------------	---	---	----

### 「6 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院若しくは診療所の住所及び名称

住 所	〒	電話番号	( )
氏 名 (名 称)			

### 7 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

を

住 所	〒	電話番号	( )
名 称			

に「嘱託医師となる旨

### 8 開設年月日

年	月	日	(診療又は業務開始年月日	年	月	日)
---	---	---	--------------	---	---	----

「2 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師に嘱託した旨の書類又は同条第2項の当該病院又は診療所が  
の承諾書」を 診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び同項に規定する嘱託を行った旨の書類 に改める。  
3 医療法施行規則第15条の2第3項の当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第7号様式中

(1) 管理者の住所及び氏名 (2) 嘱託医師の住所及び氏名	を
-----------------------------------	---

- 「(1) 管理者の住所及び氏名  
(2) 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院若しくは診療所の住所及び名称  
(3) 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

に、

氏 名	
-----	--

	を	氏名 (名称)
--	---	------------

	に	「2 嘱託医師が変わった場合は、嘱託医師となる旨の承諾書」を
--	---	--------------------------------

「2 嘱託医師が変わった場合は、当該医師に嘱託した旨の書類又は当該病院又は診療所が診療科目に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び嘱託を行った旨の書類  
3 嘱託する病院又は診療所が変わった場合は、当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

科又  
に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は施行の際現に改正前の医療法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

和歌山県規則第47号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(重点調整区域の指定等)

第3条 知事は、条例第8条第1項の規定により重点調整区域を指定し、及び同条第3項の規定により重点調整区域の変更をしたときは、必要と認める場所に、その旨を表示する看板等を設置するものとする。

2 条例第8条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項を和歌山県報に登載して行うものとする。

- (1) 重点調整区域の名称及び範囲
- (2) 重点調整区域の指定（変更又は解除）年月日

(重点調整区域内のプレジャーボート所有者の届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、プレジャーボート所有者（以下「所有者」という。）がプレジャーボート届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 前項の届出を行う所有者（以下「届出所有者」という。）の住所並びに氏名及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の氏名及び代表電話番号。所有者が複数の場合にあっては、代表者の住所並びに氏名及び電話番号）

(2) プレジャーボートの種類

(3) 係留保管の場所及び方法

(4) 当該プレジャーボートの係留の用に供する工作物その他の物件（以下「係留工作物等」という。）を所有する者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(5) 船名

(6) 船舶の諸元（総トン数、長さ、幅及び喫水）

(7) 船質

(8) 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条第2項に規定する船舶番号

3 第1項の届出は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 住所及び氏名を証する書類又はその写し

(2) 船舶番号を証する書類又はその写し

(3) 当該係留保管の場所及びその付近の見取図

(4) プレジャーボートの写真（係留保管場所において撮影したものに限る。）

4 第1項の届出について、プレジャーボートの占有権者又は使用権者が届け出る場合には、当該プレジャーボートの占有権者又は使用権者であることを示す書類又は写しを添付するものとする。

5 第1項の規定によるプレジャーボート届出書の提出は、条例第8条第2項又は第5項の規定による公示があった日から3か月を経過する日までに行うものとする。

(届出済証)

第5条 条例第10条の規則で定める届出済証は、別記第2号様式によるものとする。

(変更事項の届出)

第6条 条例第11条の規定による届出は、プレジャーボート変更届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 届出所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。所有者が複数の場合にあっては、届出所有者である代表者の氏名。以下同じ。）
- (2) 届出所有者の住所及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表電話番号。所有者が複数の場合にあっては、届出所有者である代表者の住所及び電話番号。以下同じ。）
- (3) 当該届出に係る重点調整区域内での係留保管の場所又は方法
- (4) 係留工作物等を所有する者の氏名
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 届出所有者の氏名に変更があった場合 変更後の氏名を証する書類又はその写し
- (2) 届出所有者の住所に変更があった場合 変更後の住所を証する書類又はその写し
- (3) 係留保管の場所又は方法に変更があった場合 変更後の係留保管の場所及びその付近の見取図
- (4) 係留工作物等を所有する者の氏名に変更があった場合 変更後の氏名を証する書類又はその写し

(公表)

第7条 条例第15条の規定による公表は、和歌山県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 命令及び当該命令に従わなかった経緯
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項（プレジャーボート等を返還するための措置）

第8条 条例第16条第1項及び第3項の規定による公示は、プレジャーボート等が放置されていた場所の付近に掲示し、又は和歌山県報に登載することにより行うものとする。

2 条例第16条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) プレジャーボート等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) プレジャーボートの放置されていた場所及び当該プレジャーボート等を撤去した日時
- (3) プレジャーボート等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プレジャーボート等を返還するため必要と認められる事項（プレジャーボート等の価額の評価の方法）

第9条 条例第16条第4項の規定によるプレジャーボート等の価額の評価は、当該プレジャーボート等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該プレジャーボート等の価額の評価に関する事情を勘案してす

るものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、プレジャーボート等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(プレジャーボート等の売却の方法)

第10条 条例第16条第4項の規定によるプレジャーボート等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないプレジャーボート等その他競争入札に付することが適当でないと認められるプレジャーボート等については、随意契約により売却することができる。

(プレジャーボート等の売却に係る手続)

第11条 知事は、前条本文の規定による競争入札に付そうとするときは、一般競争入札に付すものとし、その入札期日の前日から起算して5日前までに、当該保管したプレジャーボート等の名称又は種類、形状及び数量その他必要な事項（以下「売却手続に必要な事項」という。）を和歌山県報への登載、掲示その他の方法により公示するものとする。

2 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、当該保管したプレジャーボート等の名称又は種類、形状及び数量その他必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。

(プレジャーボート等の返還に係る手続)

第12条 条例第16条第2項の規定により保管されたプレジャーボート等の返還を受けようとする者は、返還希望日を定め、プレジャーボート等返還申請書により知事に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請があったときは、知事は、返還を受ける者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者が当該プレジャーボート等の返還を受けるべきプレジャーボート等所有者であることを証明させるものとする。

3 第1項の規定による申請を行った者が当該プレジャーボートの所有権を有しない者であったときは、プレジャーボート等返還申請書に当該所有権を有する者の同意書を添付しなければならない。

4 知事は、返還を受けるプレジャーボート等所有者から提出されるプレジャーボート等受領書と引換えに当該プレジャーボート等を返還するものとする。

(プレジャーボート等の売却代金の返還に係る手続)

第13条 条例第16条第4項の規定により売却した代金の返還を受けようとする者は、プレジャーボート等売却代金返還申請書により知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請があったときは、返還を受ける者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者が当該売却代金の返還を受けるべきプレジャーボート等所有者であるこ

とを証明させるものとする。

3 第1項の規定による申請を行った者が当該プレジャーボートの所有権を有しない者であったときは、プレジャーボート等返還申請書に当該所有権を有する者の同意書を添付しなければならない。

4 知事は、返還を受けるプレジャーボート等所有者から提出されるプレジャーボート等売却代金受領書と引換えに当該売却代金を返還するものとする。ただし、口座振込により売却代金を返還するときは、この限りでない。

(撤去、保管等の費用の額)

第14条 条例第16条第7項に規定するプレジャーボート等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、実費に相当する額とする。

(身分証明書)

第15条 条例第17条第2項の規則で定めるその身分を示す証明書は、身分証明書(別記第4号様式)によるものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条から第14条までの規定は、条例附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別記第1号様式 (第4条関係)

届出済証番号 (記入不要)	
------------------	--

プレジャーボート届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所有者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	(印)
	所有権者、占有権者 又は使用権者の別	所有権者・占有権者 ・使用権者
	電 話 番 号	

連絡先	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	(印)
	電 話 番 号	

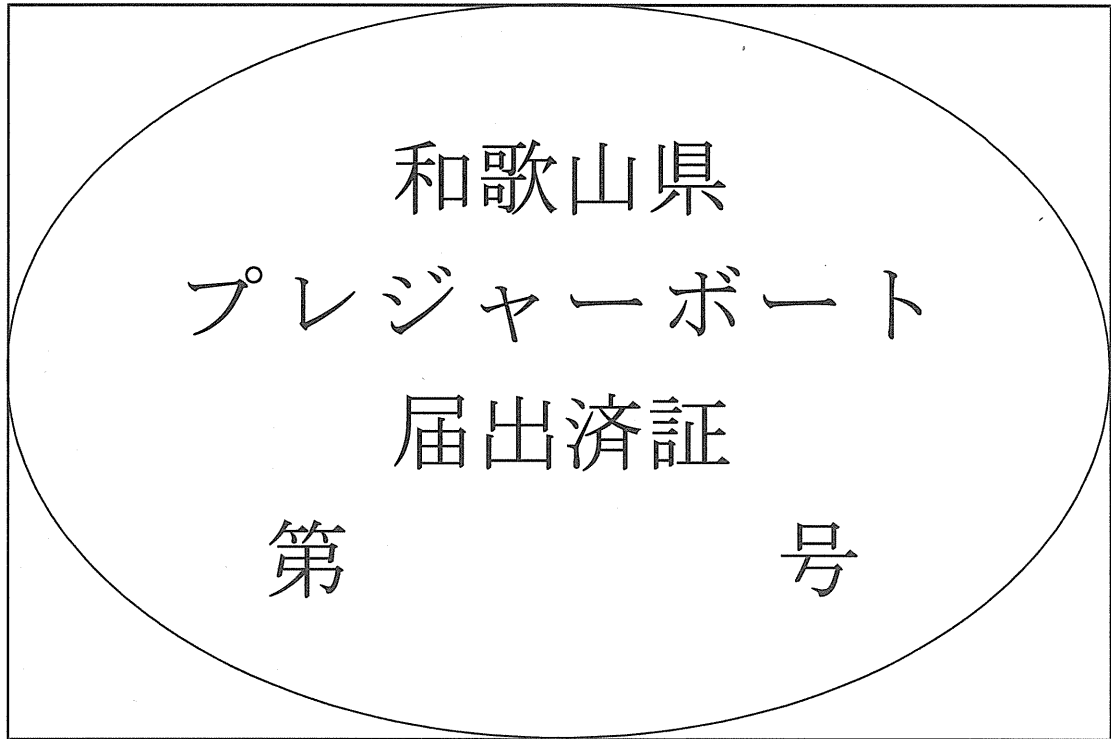
(法人の場合、本店又は主たる事務所等の所在地、法人の名称、代表者氏名及び代表電話番号を記入してください。所有者が複数の場合、代表者の方について記入してください。緊急時等の連絡先も記入してください。)

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

プレジャーボートの種類	モーターボート・ヨット・その他 ( )		
係留保管の場所及び方法	重点調整区域名:		
(係留保管の場所及びその付近の見取図を添付してください)	場所:	市・町・村	地先 港・川
	方法:	棧橋・杭・その他 ( )	
係留工作物を所有する者			
船 名			
船舶の 総 ト ン 数			
諸 元 長さ、幅、喫水	長さ:	m	幅: m 喫水: m
船 質	FRP・木質・その他 ( )		
船 舶 番 号			

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)



備考 縦 10 センチメートル、横 15 センチメートルとする。

別記第3号様式 (第6条関係)

届出済証番号 (記入不要)	
重点調整区域名 (記入不要)	

プレジャーボート変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所有者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	(印)
	電 話 番 号	

(法人の場合、本店又は主たる事務所等の所在地、法人の名称、代表者氏名及び代表電話番号を記入してください。所有者が複数の場合、代表者の方について記入してください。)

年 月 日付けで届け出たプレジャーボート(届出済証番号 )  
 について、和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第11条の規定により、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後

別記第4号様式 (第15条関係)

(表面)

← 8センチメートル →

第 号

身 分 証 明 書

所 属  
氏 名

上記の者は、和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第17条の規定により立入調査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事

印

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

(裏面)

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例 (抜粋)

(立入調査)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員又は第三者に、レジャーボートに立ち入り、プレジャーボート所有者その他プレジャーボートの適正な係留保管に関する事項を確認するため必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。